

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第2号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示
(平成20年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号)の一部を次のように改正し、
平成22年3月28日から適用する。

平成22年2月26日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 勢山 廣直

1の表中

「

山手トンネル (都道首都高速目黒板橋線)	東京都渋谷区本町三丁目から東京 都豊島区高松一丁目まで
-------------------------	--------------------------------

」を

「

山手トンネル (都道首都高速目黒板橋線)	東京都目黒区青葉台四丁目から東 京都豊島区高松一丁目まで
-------------------------	---------------------------------

」に改める。